

令和6年度「役務・賃貸等」入札参加資格審査申請について

令和6年度において、奥州市が発注する役務（保守・点検等業務委託）・賃貸（リース・レンタル）等の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続を行ってください。

1 資格要件

資格審査を受けることができるのは、次に掲げる事項全てに該当する方とします。

- (1) 申請日現在、1年以上の営業実績がある者
- (2) 営業に関し法令上の許可、認可等を必要とする業種にあってはこれを受けている者

2 欠格要件

次の事項のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条に規定する暴力団関係者
- (4) 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- (6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、若しくは物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 普通地方公共団体の監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 登録する役務・賃貸等の種類

- (1) 広告・宣伝
- (2) 写真・製図
- (3) 調査・研究
- (4) 情報処理
- (5) 翻訳・通訳・速記
- (6) ソフトウェア開発
- (7) 会場等の借り上げ
- (8) 賃貸借
- (9) 建物管理等各種保守管理
- (10) 運送
- (11) 車両整備
- (12) 船舶整備
- (13) 電子出版
- (14) その他

4 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書

市ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請（以下「通常申請」という。）してください。

(2) 使用印鑑届兼委任状

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後3か月以内のものに限ります。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を提出してください。

※ 国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

イ 奥州市の市税に係る証明書

奥州市の市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の「未納がないことの証明書」については、奥州市役所財務部納税課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループで交付しています。窓口で「入札参加資格申請のために『未納がないことの証明書』を交付して欲しい」とお話してください。

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア 〔法人の場合〕商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後3か月以内のものに限ります。）

イ 〔個人の場合〕身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループ）で発行したもので、発行後3か月以内のものに限ります。）

(5) 財務諸表

直近1営業年度の次の書類を提出してください。

ア 〔法人の場合〕貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ 〔個人の場合〕売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

5 受付期間等

(1) 受付期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月30日（木）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後9時まで受付システムが稼働します。

6 資格者名簿に登載したときの通知

資格者名簿に登載したときは、当該資格者に通知します。

7 資格者名簿の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

8 その他

- (1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。
- (2) 申請書に記載の営業所の基準は、別紙「物品購入等、役務・賃貸等の指名競争入札に参加しようとする者の入札参加資格審査における「営業所」の基準」のとおりとします。
- (3) 3の役務・賃貸等種類を細分化するため、別途調査を行います。
- (4) 申請書提出後、記載事項に変更があった場合は、その事実を証明する適宜の書類を添付し、変更届を提出してください。
- (5) 「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所）」への申請は必要ありません。

(6) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電 話】 0197-34-1767

【F A X】 0197-23-5240

【メール】 keiyaku@city.oshu.iwate.jp